

# 告示

## 埼玉県告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

本庄市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から令和九年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第二百七十四号、昭和六十年埼玉県告示第六百七十八号、昭和六十一年埼玉県告示第千三百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第九百十三号、平成元年埼玉県告示第千三百八十六号、平成八年埼玉県告示第千八百二十五号、平成十四年埼玉県告示第五百四十六号、平成十八年埼玉県告示第千九百六十七号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十一号の事業地に、本庄市都島字堤北、字八郎、字堀北、字堀南、字村東、字島内及び字島外、東富田字元富、字窪田及び字四丁原、西富田字大久保山、北堀字北裏、字本田及び字新前田並びに栗崎字前田を加え、本庄市西富田字新田東、字金鑽、字社具路、字屋敷間、字西裏、字本郷及び字九反田、北堀字久下塚、字薬師堂、字女堀向、字野林、字新田原及び字西浦、早稲田の杜三丁目、早稲田の杜四丁目並びに早稲田の杜五丁目地内において事業地を変更する。

#### ロ 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第二百七十四号、昭和六十年埼玉県告示第六百七十八号、昭和六十一年埼玉県告示第千三百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第九百十三号、平成元年埼玉県告示第千三百八十六号、平成八年埼玉県告示第千八百二十五号、平成十四年埼玉県告示第五百四十六号、平成十八年埼玉県告示第千九百六十七号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十一号の事業地に、本庄市西富田字大久保山並びに栗崎字東谷、字西谷、字谷、字前田、字欠田、字堰場、字向田及び字前河原を加え、本庄市西富田字新田東、字金鑽、字社具路、字屋敷間、字西裏、字本郷及び字九反田、北堀字前山、早稻田の杜一丁目並びに早稻田の杜五丁目地内において事業地を変更する。